

共済貯金へご加入の組合員の皆様へ

平成 25 年 1 月 1 日から共済貯金の利息に
『復興特別所得税』が追加課税されます

平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することとなりました。

これに伴い、平成 25 年 1 月 1 日以降において、組合員の皆様が共済貯金の利息を受け取る場合（3 月・9 月及び解約時）に、従来からの税金（所得税・住民税）に追加して「復興特別所得税」が課税されることとなりますので、お知らせします。

1. 復興特別所得税について

源泉徴収される所得税額に対し、2.1%の復興特別所得税が追加課税されることとなります。

2. 共済貯金の利息に係る税率について

	現 行 (平成24年12月31日まで)	変 更 後 (平成25年1月1日～平成49年12月31日)
税率	所得税 15%	所得税及び復興特別所得税 15.315%
	住民税 5%	住民税 5%

復興特別所得税・・・所得税額×2.1%

少額貯蓄非課税制度（マル優）の適用を受ける場合を除きます。

利息の計算方法の紹介

9月末残高	2,000,000		年利	1.32%	月利	0.11%	
	定時積立	特定月積立	臨時積立	払戻	月末残高	利息	
10月	20,000				2,020,000	2,200.0	
11月	20,000			50,000	1,990,000	2,222.0	
12月	20,000	60,000			2,070,000	2,189.0	
1月	20,000				2,090,000	2,277.0	
2月	20,000		50,000		2,160,000	2,299.0	
3月	20,000				(A) 2,180,000	2,376.0	
					利息合計(B)	13,563	2,755

所得税等の額(C)欄
・所得税 15%
・復興特別所得税
所得税額×2.1%
・住民税 5%

利息組入れ後の3月末残高
(A)+(B)-(C)

担 当：健康福祉課
貯金担当 橘田・望月
TEL：055-232-7311